〇国立大学法人上越教育大学法人文書管理規則

(平成23年3月10日規則第3号)

最終改正 令和2年3月11日規則第8号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 管理体制
- 第3章 作成
- 第4章 整理
- 第5章 保存
- 第6章 法人文書ファイル管理簿
- 第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長
- 第8章 点検・監査及び管理状況の報告等
- 第9章 研修
- 第10章 補則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)における法人文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 法人文書 本法人の役員又は職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)であって、本法人の役職員が組織的に用いるものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、法第2条第5項各号に掲げるものを除く。
 - (2) 教育・研究関係文書 前号に規定する法人文書のうち教員又は教員組織が主体となって管理するものをいう。
 - (3) 法人文書ファイル等 本法人における能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「法人文書ファイル」という。)及び単独で管理している法人文書をいう。
 - (4) 法人文書ファイル管理簿 本法人における法人文書ファイル等の管理を適切に行う ために、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存 期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
 - (5) 部局等 上越教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第7条 から第14条までに規定する組織,学則第15条の規定に基づき設置された組織並びに上 越教育大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規程(平成29年規程第20号)の規定に

基づき設置された寄附講座及び寄附研究部門をいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第3条 本法人に総括文書管理者を置き,事務局長をもって充てる。
- 2 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 法人文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 法人文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - (3) 法人文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - (5) 法人文書ファイル保存要領その他この規則の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) その他法人文書の管理に関する事務の総括

(文書管理者及び文書管理担当者)

- **第4条** 本法人に,所掌事務に関する文書管理の実施責任者として文書管理者を置き,事務局の課及び監査室(以下「課等」という。)の長をもって充てる。
- 2 文書管理者は、その管理する法人文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 法人文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄 (移管・廃棄簿への記載を含む。) 等
 - (5) 管理状況の点検等
 - (6) 法人文書の作成,標準文書保存期間基準(以下「基準」という。)の作成等による 法人文書の整理その他法人文書の管理に関する職員の指導
- 3 文書管理者は、当該課等の職員のうちから文書管理担当者を指名し、文書管理担当者 を指名した後、速やかに総括文書管理者にその氏名又は役職等を報告しなければならな い。
- 4 文書管理担当者は、文書管理者のつかさどる事務の遂行を補佐するものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、教育・研究関係文書の管理に当たっては、部局等の長を 文書管理者とし、当該部局等の教員を文書管理担当者とする。

(監査責任者)

- 第5条 本法人に監査責任者を置き、監事をもって充てる。
- 2 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。 (職員の責務)
- 第6条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規則等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、法人文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第7条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第11条第1項の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、本法人における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに本法人の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(別表第1の業務に係る文書作成)

第8条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の法人文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

(適切・効率的な文書作成)

- **第9条** 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式,資料等の情報については,電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。
- 2 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号),現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号),送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

第4章 整理

(職員の整理義務)

- 第10条 職員は、第11条及び第12条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。
 - (1) 作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
 - (2) 相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物(法人文書ファイル)にまとめること。
 - (3) 前号の法人文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第11条 法人文書ファイル等は、本法人の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的 (三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して 分類)し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

- **第12条** 文書管理者は、別表第1に基づき、基準を定めなければならない。
- 2 第10条第1号の保存期間の設定については、基準に従い行うものとする。
- 3 基準及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた法人文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 4 第10条第1号の保存期間の起算日は、法人文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが法人文書等の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 5 第10条第3号の保存期間は、法人文書を法人文書ファイルにまとめられた法人文書の 保存期間とする。
- 6 第10条第3項の保存期間の起算日は、法人文書を法人文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 7 第4項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間と

する法人文書及び当該法人文書がまとめられた法人文書ファイルについては,適用しない。

第5章 保存

(法人文書ファイル保存要領)

- **第13条** 総括文書管理者は、法人文書ファイル等の適切な保存及び集中管理の推進に資するよう、法人文書ファイル保存要領(以下「保存要領」という。)を作成するものとする。
- 2 保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 紙文書の保存場所・方法
 - (2) 電子文書の保存場所・方法
 - (3) 引継手続
 - (4) その他適切な保存を確保するための措置
- **第14条** 文書管理者は、保存要領に従い、法人文書ファイル等について、当該法人文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りではない。
 - 第6章 法人文書ファイル管理簿

(法人文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第15条 総括文書管理者は、本法人の法人文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「施行令」という。)第15条に基づき磁気ディスクをもって調製するものとする。
- 2 法人文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。
- 3 法人文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め,又は変更した場合には, 当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(法人文書ファイル管理簿への記載)

- 第16条 文書管理者は、少なくとも毎年1回、管理する法人文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第15条第1項各号に掲げる事項を 法人文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条各号に規定する不開示情報に 該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、独立行政法人国立 公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該法人文書ファイル等に関する法人文書フ ァイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総 括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。
 - 第7章 移管,廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

第17条 文書管理者は、法人文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の 満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならな V,

- 2 前条第1項の法人文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、法 人文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法人国立公文書 館の専門的技術的助言を求めることができる。

(移管又は廃棄)

- 第18条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により移管する法人文書ファイル等に、法第16条第1項第 2号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国立公文書館において利用の制限 を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行 政法人国立公文書館に意見を提出しなければならない。

(保存期間の延長)

- **第19条** 文書管理者は、次の各号に掲げる法人文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該法人文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該法人文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する法人文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。
 - (1) 現に監査, 検査等の対象になっているもの 当該監査, 検査等が終了するまでの間
 - (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
 - (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
 - (4) 情報公開法第4条に規定する開示請求があったもの 同法第9条各項の決定の日の 翌日から起算して1年間
- 2 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、その職務の遂行上 必要があると認めるときには、総括文書管理者の承認を得て、その必要な限度において、 一定の期間を定めて法人文書ファイル等の保存期間を延長することができる。
- 3 文書管理者は,前2項の規定により法人文書ファイル等の保存期間を延長した場合は, 延長した期間及び理由を総括文書管理者に報告するものとする。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- **第20条** 文書管理者は、自ら管理責任を有する法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、 その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、法人文書の管理について必要な 措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- **第21条** 文書管理者は、法人文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、 直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために 必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第22条 総括文書管理者は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

- **第23条** 総括文書管理者は、職員に対し、法人文書の管理を適正かつ効果的に行うため に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。 (研修への参加)
- 第24条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の機関が 実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

第10章 補則

(細則)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附り

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人上越教育大学法人文書管理規程(平成16年規程第29号)は廃止する。

附 則(平成25年規則第8号(平成25年3月22日))

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第5号(平成26年3月24日))

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第7号(平成26年4月16日))

この規則は、平成26年4月16日から施行する。

附 則(平成27年規則第8号(平成27年3月24日))

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第4号 (平成29年3月27日))

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第6号(平成30年3月23日))

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第13号 (平成31年3月22日))

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第8号(令和2年3月11日))

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

法人文書の保存期間基準

	事項	業務の区分	当該業務に係る法人文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
国	立大学法人上越	L 対育大学の組織	の運営管理に関する決定及び	<u></u>	<u>I</u>
1			設立又は改廃に係る登記, 財産的基礎に関する文書	無期限	・登記書 ・国有財産台帳 ・資本金台帳 ・庁舎図面
2	規程の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	イ 立案基礎文書 ロ 立案の検討に関する調査研究文書 ハ 立案の検討に関する会議等文書	30年	・承継計画書 ・業務計画 ・業務計画 ・学長者・検討資料 ・関係はアリング ・開催のと経緯 ・開間 ・議事概要・議事 ・観り ・議事のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のと経緯 ・説のとなる。
		(2)関係機関へ の協議 (3)文部科学大 臣の同意	関係機関協議文書 文部科学大臣の同意を求め るための決裁文書及び提出		・答申等・協議案・関係機関からの質問・意見・関係機関への回答・利用等規則案・理由,新旧対照
		(4)制定又は改 廃	された文書 制定又は改廃のための決裁 文書		条文,参照条文 • 同意案,知則案 • 規程等,知則案 • 規用等,規則 · 規則等 · 以表 · 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
		臣への届出	文部科学大臣への届出に関 する文書 公表に関する文書		・届出書・公表書
3	基づく文部科 学大臣の認 可,承認の求 の求め,届出	通則法(平成1 1年法律第103 号。以下「通 則 法 」 とい う。), 国立大	イ 立案基礎文書 ロ 立案の検討に関する調	10年	・業務方針 ・中期目標・計画 ・年度計画 ・事業報告書 ・財務諸表 ・学長指示 ・調査・検討資料

		成15年法律第1 12号。以下「法			・関係団体・関係者のヒアリング
			ハ 評価委員会に意見聴取 のための資料として提出		・開催経緯 ・諮問
		の規定による			・議事概要・議事
		文部科学大臣			録
		の認可,承認の求め,届出			・配付資料
		· ·	決定又は了解に至る過程 が記録された文書		・意見
			ニ 認可,承認の求め,届		・業務方法書案
		他の経緯	出等を行うための決裁文		・中期目標・計画
			書及び提出された文書		案
					• 年度計画案
					・年次報告書案 ・届出案
					・報告案
			ホ 公表に関する文書		・公表書
4		業務運営の方	イ 立案基礎文書	10年	・業務方針
		針・計画等の家業及び独立			・業務計画
		審議及び決定	 ロ 立案の検討に関する調		・学長指示 ・調査・検討資料
		する立案の検			・関係団体・関係
		討その他重要			者のヒアリング
		な経緯	ハ 役員会,経営協議会及		•配付資料
			び教育研究評議会に検討		
			のため資料として提出さ れた文書		
			- 決定又は了解の内容が		・議事概要・要旨
			記録された文書		・決定・了解文書
5			運営費交付金,施設費の要	10年	• 執行状況調査
	金,施設費及		求に関する文書		・要求書
	び会計検査に関する事項				
		(2)会計検査に	イ 会計検査院に提出又は	5年	・計算書
	げるものを除	関する重要	送付した計算書及び証拠		• 証拠書類
	< ∘)	な経緯	書類		(※会計検査院保
					有のものを除
			 ロ 会計検査院の検査を受		く。) ・意見又は処置要
			けた結果に関する文書		求
					(※会計検査院保
					有のものを除
囯.		 数容士学の数略	 しょう	の終結	⟨∘)
		(1)教職員の研	1	3年	・外国・自治体・
	に関する事項			·	民間企業の状況
	(1の項から				調査
	5の項までに				・関係団体・関係
	掲げるものを	討その他の 職員の研修	ロ 計画を制定又は改廃す		- 者のヒアリング ・計画案
	除く。)				

		に関する重	るための決裁文書(17の		
		要な経緯	項)		
			ハ 職員の研修の実施状況		実績
			が記録された文書(17の		
			項)		
		(2)教職員の兼	職員の兼業の許可の申請書	3年	・申請書
		業の許可に	及び当該申請に対する許可		• 承認書
		関する重要	に関する文書 (18の項)		
		な経緯			
		(3)退職手当の	退職手当の支給に関する決	支給制限	調書
		支給に関す	定の内容が記録された文書	その他の	
		る重要な経	及び当該決定に至る過程が	支給に関	
		緯	記録された文書(19の項)	する処分	
				を行うこ	
				とができ	
				る期間又	
				は5年の	
				いずれか	
				長い期間	
国	立大学法人上越	数育大学の教育	- 『に関する決定又はその経緯		1
7	学生募集に関	学生募集の企	イ 立案基礎文書	5年	・業務方針
	する事項	画の検討その			• 業務計画
		他の経緯			・学長指示
			ロ 立案の検討に関する調		・調査・検討資料
			查研究文書		・関係団体・関係
					者のヒアリング
			ハ 立案の検討に関する役		
			員会,経営協議会及び教		・議事概要・要旨
			育研究評議会等文書		•配付資料
			ニ 企画を実施するための		・企画書
			決裁文書その他実施の過		• 広報資料
			程が記録された文書		・実績報告書
8	入学者選抜に	入学者選抜に	イ 立案基礎文書	10年	•業務方針
	関する事項	関する事務の		101	• 業務計画
		実施その他の			• 学長指示
		経緯	ロ 立案の検討に関する調		- 調査・検討資料
		// <u>11.</u> // 11	查研究文書		・関係団体・関係
					者のヒアリング
			 ハ 立案の検討に関する役		 •開催経緯
			員会、経営協議会及び教		・議事概要・要旨
			育研究評議会等文書		•配付資料
			ニ 企画を実施するための		<u> </u> - 企画書
			決裁文書その他実施の過		· 仕様書
			程が記録された文書		• 実績報告書
9	入学毛続に関	入学手続に関		10年	・業務方針
	する事項	する事務の実	- 二木 全 樅 人 目	107	業務計画
	/ つ サ [*] 以	施その他の経			• 学長指示
		緯	 ロ 立案の検討に関する調		・調査・検討資料
		/ ***	五年の候所に関する嗣 査研究文書		・関係団体・関係
			且物儿人盲		者のヒアリング
1	I	l	1		<u></u>

			ハ 立案の検討に関する役		・開催経緯
			員会,経営協議会及び教		・議事概要・要旨
			育研究評議会等文書		・配付資料
			ニ 企画を実施するための		・企画書
			決裁文書その他実施の過		・仕様書
			程が記録された文書		・実績報告書
10			イ 立案・処分等に関する	10年	・業務方針
	事項	事務の実施そ	基礎文書		•業務計画
		の他の経緯			・学長指示
			ロ 立案・処分等の検討に		・調査・検討資料
			関する調査研究文書		・関係団体・関係
					者のヒアリング
			ハ 立案・処分等の検討に		・開催経緯
			関する役員会、経営協議		・議事概要・要旨
			会及び教育研究評議会等		•配付資料
			文書		
			ニ 企画・処分等を実施す		・企画書
			るための決裁文書その他		・仕様書
			実施の過程が記録された		
			文書	<u>√m, H</u> H 7 H	• 学籍関係文書
			か	無期限	
			た义者		・卒業・修了証書 発行台帳
					・学位授与関係文 ・学位授与関係文
					書
11	学生支援に関	学生支援に関	イ 立案・管理に関する基	5 年	• 業務方針
	する事項	する事務の実			業務計画
	7 0 1 7	施その他の経			・学長指示
		緯	ロ 立案・管理に関する調		1-1-1-1 ・調査・検討資料
			查研究文書		・関係団体・関係
			1100000		者のヒアリング
			ハ 立案・管理に関する役		
			員会,経営協議会及び教		・議事概要・要旨
			育研究評議会等文書		•配付資料
			ニ 企画・管理を実施する		・企画書
			ための決裁文書その他実		・仕様書
			施の過程が記録された文		
			書		
国	立大学法人上越	対育大学の学術	所究に関する決定及びその紹	E 緯	
12	学術研究に関		イ 立案・申請に関する基	5年	・調査・検討資料
	する事項(1	事業の実施	礎文書・調査研究文書		・関係研究機関・
	の項から11の	その他の重			企業・関係者と
	項に該当する	要な経緯			の調整に関する
	ものを除く。)				文書
			ロ 立案・申請に関する役		• 開催経緯
			員会,経営協議会及び教		・議事概要・要旨
			育研究評議会等文書		•配付資料
1		i	」、		• 企画書
			ハ 企画を実施するための		
			決裁文書その他実施の過		•採択通知

	(2)機関と大口の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ロ 立案・申請に関する役員会,経営協議会及び教育研究評議会等文書 ハ 企画を実施するための決裁文書その他実施の過	10年	・業務方針 ・業務計示 ・業務計示 ・調係とする ・調係とする ・開集を ・開集を ・開集を ・開集を ・開車の ・発展の ・開車の ・発展の ・開車の ・発展の ・開車の ・発展の ・開車の ・発展の ・開車の ・経歴の ・現代の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係
	実施に伴い 行う申請等 に関する事 務の実施そ	程が記録された文書 イ 立案に関する基礎文書 ・調査研究文書 ロ 立案に関する役員会, 経営協議会及び教育研究 評議会等文書 ハ 企画を実施するための 決裁文書その他実施の過程が記録された文書	30年	・事業成果報告書 ・業務方針・計画 ・学長指示 ・開催経緯 ・議事でいる。 開本のでは、
13	資料の収集・ 管理に関する	ロ 立案・基準・管理に関	10年	・業務 計画 ・学長指示 ・調査・検討資料 ・調査・検討資料 ・海外機関・関係 者との調整に関する文書 ・開催経要・ ・開催経要・ ・配付資料
		ニ 事業を実施するための 決裁文書その他実施の過程が記録された文書 ホ 学術研究関係資料の内容が記録された文書	無期限	・相互利用・除籍,購入,寄贈及び交換・蔵書目録・利用統計・蔵書統計
		社会との連携,国際交流に関 イ 立案に関する基礎文書 ロ 立案に関する調査研究 文書 ハ 立案に関する役員会,	<u>する事項</u> 10年	・業務方針 ・業務計画 ・学長指示 ・調査・検討資料 ・海外機関・関係 者との調整に関 する文書 ・開催経緯

			経営協議会及び教育研究 評議会等文書 ニ 企画を実施するための 決裁文書その他実施の過 程が記録された文書		・議事概要・要旨 ・配付資料 ・交流協定書
15		連携に関する 事業の実施そ			・業務方針 ・業務計画 ・学長指示 ・調査・検討資料 ・自治体・関係者 との会議等調整 に関する文書
			ハ 企画・立案に関する役 員会,経営協議会及び教 育研究評議会等文書 ニ 企画を実施するための 決裁文書その他実施の過 程が記録された文書		・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料 ・企画書 ・実施報告書
個	人の権利義務の)得喪及びその経	緯		
	個人の権利義の得喪及びその経緯	(平成5年 法律第88 号)第5 第1項 直基第12条 の 準,同法	ロ 立案の検討に関する調	10年	 ・開経 (おおよう) ・開 (おおよう) ・ (おおよう)<!--</td-->
		関する重要 な経緯 (3)不利益処分	許認可等をするための決裁 文書その他許認可等に至る 過程が記録された文書(11 の項) 不利益処分をするための決 裁文書その他当該処分に至	の効力が 消滅保る 特定日 後5年	
			る過程が記録された文書		在出
			イ 異議申立書又は口頭に	裁決、決	- 異議申立書

		に関する会	よる異議申立てにおける	定その他	録取書
		議等におけ			
		る検討その	書	される日	
		他の重要な	口 会議等文書	に係る特	
		経緯		定日以後	・議事概要・議事
				10年	绿
					•配付資料
					・答申,建議,意
			 ハ 裁決,決定その他の処		<u>見</u> ・弁明書
			分をするための決裁文書		・反論書
			その他当該処分に至る過		• 意見書
			程が記録された文書		
			ニ 裁決書又は決定書		・裁決・決定書
		(5)本法人を当	イ 訴訟の提起に関する文		*** * *
		事者とする	書		・期日呼出状
		訴訟の提起	·		
		その他の訴	立証に関する文書	定日以後	・準備書面
		訟に関する		10年	・各種申立書
		重要な経緯			・口頭弁論 ・証人等調書
					・
			 ハ 判決書又は和解調書		<u></u> ・判決書
			1300 6 20 100 1677 189 6		•和解調書
そ	の他の事項	l			
17	栄典又は表彰	栄典又は表彰	イ 栄典又は表彰の授与又	10年	• 選考基準
	に関する事項	の授与又はは	•		・選考案
		く奪の重要な	書		・伝達
		経緯	ロー労曲サは主義の極上の	4 □1. ±19. 17.19	• 受賞者名簿
			ロ 栄典又は表彰の授与の 結果を証明する文書	無期限	* 文貝有名得
18	文書の管理等	文書の管理等	イ 法人文書ファイル管理	常用	・法人文書ファイ
10	に関する事項		簿その他の業務に常時利	113 / 13	ル管理簿
			用するものとして継続的		
			に保存すべき法人文書		
			(30の項)		
			ロ 取得した文書の管理を	5年	• 受付簿
			行うための帳簿 (31の項)		
			ハ 決裁文書の管理を行う	30年	<u>・</u> 決裁簿
			ための帳簿 (32の項)	50-	以 独侍
			ニ 法人文書ファイル等の		・移管・廃棄簿
			移管又は廃棄の状況が記		. ,
	I		録された帳簿 (33の項)		
19			法令,条例,閣議その他の	10年	・照会・回答文書
19	閣議その他の	閣議その他の	法令,条例,閣議その他の 事項に関する関係機関,地	10年	・取得文書
19	閣議その他の 事項に関する	閣議その他の 事項に関する	法令,条例,閣議その他の 事項に関する関係機関,地 方公共団体との協議又は調	10年	・取得文書 ・議事概要・議事
19	閣議その他の 事項に関する 関係機関,地	閣議その他の 事項に関する 関係機関,地	法令,条例,閣議その他の 事項に関する関係機関,地	10年	・取得文書 ・議事概要・議事 録
19	閣議その他の 事項に関する 関係機関,地 方公共団体と	閣議その他の 事項に関する	法令,条例,閣議その他の 事項に関する関係機関,地 方公共団体との協議又は調 整に関する文書	10年	・取得文書 ・議事概要・議事

整に関する事	整及びその経		
項(1の項か	緯		
ら18の項まで			
に掲げるもの			
を除く。)			

備考

- 1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 立案基礎文書 立案の基礎となった業務方針,計画等が記録された文書
 - (2) 会議等文書 会議その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする 懇談会その他の会合(この表において「会議等」という。)に検討のための資料として 提出された文書及び会議等の議事,答申,建議,報告若しくは意見が記録された文書その他会議等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - (3) 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
 - (4) 決裁文書 本法人の意思決定の権限を有する者が押印,署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を本法人の意思として決定し、又は確認した法人文書
 - (5) 特定日 第12条の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日 (当該確定することとなる日から1年以内の日であって,4月1日以外の日を特定日と することが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては,その 日)
- 2 1の項から19の項の各項について、人事院規則その他の規定・通知等により別に保存年限の定めがあるものは、当該定めによる。
- 3 本表の第3欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な法人文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、本法人における重要な経緯が記録された文書である。
- 4 本表各項の第4欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第2欄に掲げる業務を主管する課等に適用するものとする。
- 5 本表が適用されない法人文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた標準文書保存期間基準を定めるものとする。

別表第2 (第17条関係)

保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主催者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には独立行政法人国立公文書館に移管するものとする。

- 【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程,決定,実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて,個別の法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については,以下の(1)及び(2)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

	事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
国	立大学法人上越教育大学の	組織の運営管理に関する決定及び	べその経緯
1	設立又は改廃及びその経	組織の存立に関する重要な経緯	移管
	緯		
2	規程の制定又は改廃及び	(1)立案の検討	廃棄
	その経緯	(2)関係機関への協議	
		(3)文部科学大臣の同意	
		(4)制定又は改廃	
		(5) 文部科学大臣への届出	
		(6)公表	
3	法令の規定に基づく文部	独立行政法人通則法(平成11年	廃棄
	科学大臣の認可、承認の	法律第103号。以下「通則法」と	
	求め,届出等及びその経	いう。), 国立大学法人法(平成	
	緯	15年法律第112号。以下「法人法」	

ı	I		I
		という。)その他の法令の規定	
		による文部科学大臣の認可,承	
		認の求め、届出等に関する立案	
		の検討その他の経緯	
4		業務運営の方針・計画等の審議	
		及び決定又は了解に関する立案	
		の検討その他重要な経緯	
	除く。)		
5	運営費交付金, 施設費及	(1)運営費交付金等の要求に関す	廃棄
	び会計検査に関する事項	る重要な経緯	
		(2)会計検査に関する重要な経緯	
国	立大学法人上越教育大学の	教職員の人事に関する決定又はそ	の経緯
6	教職員の人事に関する事	(1)教職員の研修の実施に関する	廃棄
	項(1の項から5の項ま	計画の立案の検討その他の職員	
	でに掲げるものを除く。)	の研修に関する重要な経緯	
		(2)教職員の兼業の許可に関する	
		重要な経緯	
		(3)退職手当の支給に関する重要	
		な経緯	
国	立大学法人上越教育大学の	教育に関する決定又はその経緯	
7	学生募集に関する事項	学生募集の企画の検討その他の	廃棄
		経緯	
8	入学者選抜に関する事項	入学者選抜に関する事務の実施	廃棄
		その他の経緯	
9	入学手続に関する事項	入学手続に関する事務の実施そ	廃棄
		の他の経緯	
10	教務に関する事項	教務に関する事務の実施その他	廃棄
		の経緯	
11	学生支援に関する事項	学生支援に関する事務の実施そ	廃棄
		の他の経緯	
国	_ 立大学法人上越教育大学の) 学術研究に関する決定及びその経	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
12	学術研究に関する事項	(1)個別の研究事業の実施その他	廃棄
	(1の項から11の項に該	の重要な経緯	
	当するものを除く)	(2)機関として行う大型研究プロ	
		ジェクト事業の企画立案・実施	
		その他の重要な経緯	
		(3)学術研究の実施に伴い行う申	
		請等に関する事務の実施その他	
		の重要な経緯	
13	学術研究関係資料に関す	学術研究関係資料の収集・管理	廃棄
1.0			//u//

	る文書	に関する事務の実施その他の重	
		要な経緯	
国	立大学法人上越教育大学と	地域社会との連携,国際交流に関	する事項
14	国際交流に関する事項	国際交流事業に関する事務の実	廃棄
		施その他の重要な経緯	
15	地域社会との連携に関す	地域社会との連携に関する事業	廃棄
	る事項	の実施その他の重要な経緯	
個。	人の権利義務の得喪及びそ	の経緯	
16	個人の権利義務の得喪及	(1)行政手続法(平成5年法律第	廃棄
	びその経緯	88号)第5条第1項の審査基準,	
		第12条第1項の処分基準,第6	
		条の標準的な期間に関する立案	
		の検討その他の重要な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	
		(3)不利益処分に関する重要な経	
		緯	
		(4)異議申立てに関する会議等に	
		おける検討その他の重要な経緯	
		(5)本法人を当事者とする訴訟の	
		提起その他の訴訟に関する重要	
		な経緯	
その	の他の事項		
17	栄典又は表彰に関する事	栄典又は表彰の授与又ははく奪	廃棄
	項	の重要な経緯	
18	文書の管理等に関する事	文書の管理等	廃棄
	項		
19	法令,条例,閣議その他	法令,条例,閣議その他の事項	廃棄
	の事項に関する関係機	に関する関係機関,地方公共団	
	関,地方公共団体との協	体との協議又は調整及びその経	
	議又は調整に関する事項	緯	
	(1の項から18の項まで		
	に掲げるものを除く。)		

- 注 ① 「移管」とされている文書が含まれている法人文書ファイル等はすべて移管することとする。
 - ② 「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるようなものについては、移管が必要となる。
 - ③ 移管については、当該業務を主管する課等の文書管理者において行うものとする。

(2) 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、文書管理者において個別に判断するものとする。